

これまでの検討経緯について

保育料の設定の検討

国の方針に従い、保育料の算定方法が所得税ベースから住民税ベースに変更した時、現状の保育料と変更後の保育料について検討し、今回の制度変更による保護者負担額の差額（かい離）をなるべく生じないようにするために、どのように方法があるのかについて検討いたしました。

制度変更により影響額について検討

前々回（第2回）は以下の結果について検討しました。

試算	内容	影響人数	影響額	検討内容（委員の意見／未集約）
試算当初	国の基準に従い、現在の所得税の表を住民税ベースに移行した場合	全体 842 人 保育料が上がる人:337 人 保育料が下がる人:196 人	保護者の負担額 約 600 万円／年増額	応能負担といいながら収入に変化がないのに、保育料が上昇し、保護者のみに負担がかかるのは困る。保育料の増額を減らす方を考えていきたい。

前回（第3回）は以下の試算について検討しました。

試算	内容	影響人数	影響額	検討内容（委員の意見／未集約）
試算1	階層を下げることで、保育料の増減がないようにした場合	保育料が上がる人：0人	市の負担額 約4,000万円/年	保護者については負担の変化がないが、毎年4000万円の市の負担増については踏み切れないものがある。市民全体に対して説明がつかない。
試算2	各階層の保育料を減額した場合	保育料が上がる人：307人 一人当たりの負担額 2,432円/月額	市の負担額 約1,400万円/年 （再計算結果による金額訂正）	当初は一人あたり3,800円程度の負担から2,400円程度になったのはよい。しかしまだ保護者の負担があるのでもう少し下がるとよい。
試算3	第2子分の保育料は半額となっているが、さらに一律2,000円程度引き下げる	第2子児童 192人	市の負担額 約400万円/年	少子化が問題視されている中で年少扶養控除が加味されなくなったことによる多子軽減を手厚くするのはよい。

前回の検討から、各階層の保育料を減額案（試算2）と第2子分の保育料をさらに一律2,000円程度引き下げる案（試算3）を足し合わせた試算4を作成しました。（資料2）



試算	内容	影響人数	影響額
試算4	各階層の保育料を減額し、かつ、第2子の保育料は半額－2,000円引き下げる	保育料が上がる人：246人 一人当たりの上昇金額：1,929円/月額	市の負担額 約2,000万円/年額

また、各市の保育料検討の状況で、従前どおりの所得税計算を行う市もありました。その場合の影響額等については下記ようになります。

試算	内容	影響人数	影響額
試算5	従前どおり所得税ベースで計算して階層を判定する。	保育料に影響が出る人はいない。	市の負担額 約 600 万円（年額） 事務量が増える。（例年に加えて新制度事務があるため）

住民税ベースにしない場合の疑問点

法的な問題はあるのか

→ 子ども・子育て支援法では住民税で行わなくてはならないという規定はありません。

なぜ住民税なのか

→ 国の補助金の算出根拠が住民税ベースとなっているため、住民税のデータは必ず必要となります。しかし、市が決定する保育料の金額は市が各世帯の状況を勘案して決定してよいので、ほかの算出方法において計算しても問題はありません。